

件名	子ども手当の廃止に関する陳情		
提出者 住所氏名	東京都小金井市緑町二丁目 日本の子供の未来を・守る会 東京 ●● ●●		
受理年月日	平成22年5月18日	受理番号	第11号
<p>要旨</p> <p>子ども手当は、満額支給であれば巨額の支出を要し、このまま恒久的政策として続けていけば、国の財政は完全に破綻してしまいます。</p> <p>また、受給対象者に「日本国籍を有する者」という文言がないのも問題です。</p> <p>このような子ども手当を廃止するよう、国及び政府に対し、意見書を提出してください。</p> <p>(理由)</p> <p>1 平成22年3月26日に「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」が国会で成立しましたが、子ども手当の政策目的が全く不明確です。例えば、少子化対策を考えるなら第2子、第3子への支援を強化すべきで、子育てに対する経済的支援であれば所得の低い家庭により手厚い支援をすべきであり、子どもの給食費や医療費の無料化、保育サービスや幼児教育の充実などの政策をとるべきです。子ども手当は、決して、少子化対策や子育て支援のために有効な政策ではありません。</p> <p>2 本当に子どもの将来のことを考えるなら、未来に希望や夢を持てる政策を取るべきです。例えば、芸術や研究分野などに大きな予算配分をすべきです。しかし、民主党政権は事業仕分けで、芸術や研究分野の予算を削っています。日本の夢や希望を削るようなものです。一方で、お金をばらまくだけの子ども手当を推進するとは、本当に真剣に子どもたちの将来のことを考えているのでしょうか。</p> <p>3 このような効果が不明瞭なバラマキ政策のため、満額支給であれば防衛費を超える巨額の支出が必要となりますが、今のところ国の恒久的財源の目途が全くついていません。つまり、赤字財政の下、ほとんど国債に依存するということになり、子ども手当の支給は、子どもたちの将来への負担のつけ回しということにほかならず、言うならば「財政での児童虐待」というようなものです。</p> <p>4 子ども手当は「所得制限」をなくしたために、今まで児童手当が支給されなかった高収入世帯にも支給されることとなります。従来の児童手当の政策目的から</p>			

もかなり後退しています。

厳しい財政事情の下、財政破綻を回避するために、このような子ども手当は廃止すべきです。

- 5 子ども手当の受給資格は、国籍を問わずにただ「日本国内に住所を有する」とあるだけです。つまり、日本国内に滞在する外国人には本国に子どもがいても子ども手当が支給される一方、海外赴任中の日本人は、例え日本国内に子どもがいても、子ども手当を受給することができず、日本人として納得できることではありません。

海外には、子どもが十人以上の家庭など数多くあります。日本と貨幣価値の差が大きい国に住む人ほど、日本への出稼ぎに誘惑され、子ども手当目的の外国人の来日の例が増えるでしょう。

厚生労働省は、外国人に関しては、少なくとも年2回以上、本国の子どもたちとの面会をパスポートで確認することとしたり、4か月に1回送金証明書の添付を義務付けたりしていますが、このように後で規制するようなことだけでは、子ども手当目的の外国人の来日を止めることはできません。

受給対象者を日本人に限定できなければ、日本を守るために制度自体をなくすべきです。

- 6 民主党政権は、参議院議員選挙前の6月に子ども手当の第1回目を支給するため、事務を担当する市町村には大変な負担となっています。加えて、母国に子どもを残している外国人への支給については、市町村が公的証明書などによる確認手続きをすることになるため、市町村はより負担が増えています。さらには、国が負担するとしてきた財政負担も地方に押し付けられています。このように、地方自治体に大きな負担をかける手当であり、地方の負担を考えると廃止すべきです。

- 7 いずれにしても、子育ては、一義的には家庭でなされるべきです。子ども手当支給の根本にある「子どもを社会全体で育てる」という考え方は、家庭における子育てというものの意義を軽視して、家族制度を破壊すると言っても過言ではありません。子ども手当は、日本の家庭を守るために廃止すべきものです。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上